

こどもの未来応援対策特別委員会

本こどもの未来応援対策特別委員会に付託された事項について調査結果を報告します。

令和5年3月14日

こどもの未来応援対策特別委員会

委員長 田口 雄二

宮崎県議会議長

中野 一則 殿

こどもの未来応援対策特別委員会報告書目次

I	特別委員会の設置	125
II	調査活動の概要	125
1	こどもを産み育てる環境に関すること	126
(1)	こども政策の現状	126
①	こどもを取り巻く状況	126
ア	合計特殊出生率・出生数	126
イ	未婚化・晩婚化の状況	126
ウ	出産・子育てに関する不安感・負担感の状況	126
②	みやざき子ども・子育て応援プラン	127
(2)	県の取組	127
①	ライフステージに応じた切れ目のない支援	127
ア	結婚前	127
イ	出会い・結婚	127
ウ	妊娠・出産	127
エ	子育て	128
②	市町村と連携した取組	128
③	子どもの貧困対策	128
④	ひとり親家庭支援	129
(3)	県内外の取組	129
①	富山県	129
②	西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター	130
③	社会福祉法人佛子園 B's 行善寺	130
(4)	こどもの意見反映の取組	131
①	富山県	131
②	キッザニア甲子園	132
(5)	県への提言	132
①	部局をこえた総合的な施策の推進	132
②	市町村の意見を踏まえた施策の推進	132
③	こどもを含む当事者の意見の政策反映	133
④	安心できる医療体制の構築	133
2	児童虐待等に関すること	133
(1)	児童虐待防止の取組	133
①	児童虐待の現状	133

② 宮崎県中央児童相談所の取組	134
(2) 社会的養護の取組	134
① 児童養護施設等の状況及び地域小規模児童養護施設の設置推進	134
② 里親委託の推進	134
(3) 社会的養護経験者の自立支援等	135
① 県の取組	135
② NPO 法人 Swing-By	135
③ 人吉農芸学院	136
(4) ヤングケアラーの把握と支援	137
① 一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会	137
② 京都府ヤングケアラー総合支援センター	137
(5) 県への提言	138
① 児童虐待の未然防止策の推進と児童相談所の対応力の強化	138
② こどもの特性に応じた社会的養護の推進	138
③ ヤングケアラー支援方針の明確化	139
3 いじめ対策及びこどもの学習環境に関すること	139
(1) いじめ対策の現状	139
① いじめの認知件数の状況	139
② いじめへの対応	139
ア 教育委員会の取組	139
イ 学校の取組	140
ウ 県の取組	140
(2) こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）	141
① 不登校児童生徒の状況及び対策の状況	141
ア 不登校児童生徒の状況	141
イ 対策の状況	141
② 関係機関の連携	141
ア 県と県教育委員会の連携	141
イ フリースクール・市民団体等との連携	141
③ 困難を抱えるこどもを把握した場合の対応	142
④ 都城市教育委員会の取組	142
⑤ 三股町社会福祉協議会の取組	143
(3) 県への提言	143
① 困難を抱えるこどもの積極的な把握	143
② いじめの未然防止策の推進と第三者機関の設置の検討	144
③ こどもが安心して相談できる環境の整備	144

④	こどもの学ぶ場や学ぶ方法に関する議論の推進	144
4	男女平等の地域格差に関すること	145
(1)	男女共同参画の現状	145
①	男女平等の地域格差	145
②	男女共同参画の現状	145
③	男女共同参画推進の取組	146
④	宮崎県男女共同参画センターの取組	146
⑤	兵庫県豊岡市の取組	146
(2)	女性の就労支援に向けた取組	147
①	就業・雇用の現状	147
ア	労働力人口及び労働力率	147
イ	年齢別労働力人口	147
ウ	従業上の地位及び男女の賃金額	148
エ	育児休業制度	148
②	県の取組	148
ア	みやざき女性・高齢者就業支援センター	149
イ	仕事と生活の両立応援宣言	149
ウ	働きやすい職場「ひなたの極」認証制度	149
③	京都ジョブパークの取組	149
(3)	県への提言	150
①	こどもに対するジェンダー教育の推進	150
②	部局間でのジェンダーの視点の共有	150
③	利用者の視点に立った組織づくり	151
III	結 び	151
IV	委員会設置等資料	153
1	特別委員会の設置	155
2	委員名簿	156
3	委員会活動経過の概要	157
	《参考資料》	161

I 特別委員会の設置

こどもの未来応援対策特別委員会は、令和4年4月臨時会において、本県のこども政策のさらなる充実に関する所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

II 調査活動の概要

令和3年の国内の出生数は過去最少の811,622人となり、14歳以下のこどもの数は41年連続で減少しています。令和4年の国内の出生数は80万人を割り込む見込みで、令和元年に90万人を割り込んでからわずか3年で10万人減少しており、少子化が加速しています。少子化の進展により、社会保障制度や経済活動の維持が困難となることに加えて、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、不登校など、こどもや子育て家庭を取り巻く問題は深刻となっています。

国においては、こどもや子育て家庭が抱える様々に複合する課題に対して、各省庁に分かれている制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁が、こども・子育て政策の効果の妨げになっているとの考えから、令和5年4月に、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を創設し、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こども主体の政策実現を目指すこととしています。

本県においては、少子化対策への対応力の強化を目的として、平成20年4月に知事部局に「こども政策局」を設置し、幼稚園・保育所・認定こども園等の業務を一元的に所管するなど、様々なこども政策に取り組んでいるところですが、急激な少子化の進展や家庭・地域を取り巻く環境が変化していく中で、こどもの健やかな育ちと子育てを支えていくことは、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、本県においても、こども政策の充実がより一層望まれます。

そこで、当委員会では、本県のこども政策のさらなる充実に向けた県への提言につなげるため、①こどもを産み育てる環境に関すること、②児童虐待及びいじめ対策に関すること、③こどもの学習環境に関すること、④男女平等の地域格差に関することの4項目を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

調査に当たっては、関係部局に調査事項についての現状や課題、施策等について説明を求めるとともに、県内外の先進的な取組について現地調査（オンライン調査を含む）を実施し、調査事項に関して意見交換を行うなど、現状や課題の把握に努めたところです。

当委員会の活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

1 こどもを産み育てる環境に関すること

(1) こども政策の現状

① こどもを取り巻く状況

ア 合計特殊出生率・出生数

昭和40年時点では、本県の合計特殊出生率は2.30、出生数は18,438人でしたが、その後、合計特殊出生率、出生数ともに減少しています。本県は、合計特殊出生率は全国と比べて高い水準を維持していますが、平成25年以降、1.7前後で推移し、令和2年には1.65に落ち込んでいます。また、出生数も減少傾向で、令和2年には7,720人に落ち込み、この5年間で約1,500人減少しています。

出生数が減少している要因として、こどもを生む女性の人口が減少していることや未婚化が進行していること、晩婚化により出産時の年齢が相対的に上がっていることなどが考えられています。また、社会経済情勢の変化に伴い、若い世代の結婚や出産・子育てに関する意識が変化してきていることも大きく影響していると考えられています。

イ 未婚化・晩婚化の状況

本県の平均初婚年齢は、令和2年は夫が30.2歳、妻が29.1歳で、昭和55年と比較して、夫が3歳、妻が4.1歳上昇するなど晩婚化が進んでいます。

令和元年に実施した宮崎県結婚・子育て意識調査では、未婚化・晩婚化が進んでいる理由として「独身生活の方が自由が多い」(48.5%)が最も多く、次に「結婚することのメリットが感じられなくなっている」(36.7%)、「経済力のある女性が増えた」(27.2%)、「結婚する時期にこだわらなくなった」(24.3%)の順となっています。

また、結婚に対する意向について、未婚者の83.1%は「いずれ結婚したい」という意向がありますが、過去の調査結果と比べると、「一生結婚するつもりはない」と回答した人の割合が増加しています。独身でいる理由として最も多いのが、「結婚したいと考える相手にめぐり合わないから」(44.5%)で、次に「結婚する必要を感じないから」(19.7%)、「自由や気楽さを失いたくないから」(14.6%)、「結婚資金が足りないから」(14.6%)の順となっています。

ウ 出産・子育てに関する不安感・負担感の状況

予定しているこどもの数が理想よりも少ない主な理由について、最も多いのは「高齢出産になるから」(47.0%)で、次に「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」(38.7%)、「子どもの教育にお金がかかるから」(31.0%)の順となっています。

子育てに関する不安感や負担感の有無については、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」で全体の約7割を占めており、不安感や負担感の内容で最も多いのが「子育てにお金がかかる」(56.3%)、次に「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」(41.1%)、「仕事と子育ての両立が難しい」(27.9%)の順となっています。

② みやざき子ども・子育て応援プラン

県では、子育て支援を総合的に推進するための計画として、「みやざき子ども・子育て応援プラン」を策定しています。

プランの基本理念は、『子どもの育ち』と『子育て』をみんなで支え、『子どもの最善の利益』が実現できるみやざきづくり」で、基本目標は、「子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり」、「結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり」、「子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり」の3つの視点が掲げられ、行政、関係団体、事業主など様々な主体が一体となって連携しながら施策を進める体制となっています。

(2) 県の取組

① ライフステージに応じた切れ目のない支援

県では、「みやざき子ども・子育て応援プラン」で定めた基本目標の達成に向けて、「結婚前」、「出会い・結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」という、それぞれのライフステージに応じて切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに取り組んでいます。

ア 結婚前

「ライフデザイン事業」では、結婚世代に近い階層である県内の高校生などを対象に、結婚や出産、子育て等の将来設計を考えてもらう出前講座等を実施しています。

また、令和4年度からは「フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業」で、SNS用の動画作成や若い世代の注意を引くような参加型の企画などを通して、結婚や家庭をもつことについて、ポジティブなイメージの醸成を図っています。

イ 出会い・結婚

「みやざき結婚サポート事業」では、平成27年度から「みやざき結婚サポートセンター」を設置し、マッチングシステムにより、結婚を希望する男女に対する個別の出会いを創出するとともに、結婚に向けたサポートを行っています。

また、「人と地域にめぐり逢う『ひなたの良縁』促進事業」では、グループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出する事業を実施しています。

ウ 妊娠・出産

「妊娠総合相談支援事業」では、各保健所等に設置している女性専門相談センター「スマイル」で、女性の心身の健康や妊娠に関する専門相談を実施しています。

また、「不妊治療費等助成事業」では、不妊検査や不妊・不育症治療への助成、宮崎県中央保健所に設置している不妊専門相談センター「ウイング」で、不妊等に関する専門相

談を実施しています。

エ 子育て

「未来みやざき子育て県民運動事業」では、行政や関係団体、企業等が一体となって、安心してこどもを生子、子育てを楽しいと実感できる環境づくりを進めており、気運醸成のための「子育て応援フェスティバル」の開催や、民間企業と連携して子育て家庭が特典を受けられる「子育て応援カード事業」、子育てに関する情報を発信する「子育て応援ポータルサイト」の運営管理などを実施しています。

また、「子育て支援乳幼児医療費助成事業」では、小学校入学前の未就学児に対する県独自の医療費助成制度を設けているほか、「地域子ども・子育て支援事業」では「延長保育」や「放課後児童クラブ事業」、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施する「地域子育て支援拠点事業」、乳幼児を保育所等で一時的に預かる「一時預かり事業」、乳幼児や小学生を子育て中の保護者が急用があつてこどもを預けたい時に、代わりに預かる方との調整等を行う「ファミリーサポートセンター事業」、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるため養育に関する相談・指導・助言等を行う「養育支援訪問事業」などを市町村が主体となって実施しています。

② 市町村と連携した取組

全てのライフステージに関連するもので、主に市町村支援を目的とする事業として、令和4年度から、「県・市町村少子化対策連携事業」を実施しています。これは、少子化に関する分析データ（例えば3世代同居率や初婚年齢、子育て支援拠点数など）を基に、弱点と思われる分野を改善するための新たな少子化対策に県と連携しながら取り組む市町村を支援するものです。

また、「子育て相談窓口ステップアップ事業」では、全市町村への設置が求められている「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進や一体的整備に向けた取組等を支援しています。

③ 子どもの貧困対策

県では、子どもの貧困対策として、こどもや支援団体等を対象に、以下の取組を行っています。

「子どもの貧困対策人材育成研修」では、研修会の開催により、多面的な支援体制の構築及び支援者間のネットワークづくりを推進しています。

また、「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」では、生活困窮世帯のこどもを対象に、学習教室の開催や個別訪問、オンラインによる学習支援、生活習慣の形成改善を実施し、こどもの学力向上や高校進学、健全育成及び家庭の生活改善を図っています。

さらに、進学費用・奨学金・授業料等減免制度や就職に必要な経費等に関する給付・貸付の紹介のほか、相談窓口・こども食堂等を掲載した「進学・就職支援制度紹介冊子」を

作成し、県内全ての中学生や高校生、関係団体等に配布しています。

④ ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の子育てに直結する家計を経済的に支援することを目的として、県では、主に以下の取組を実施しています。

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、「児童扶養手当」を支給しています。また、ひとり親家庭等を対象として低利子又は無利子で資金を融資する「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」では、「修学資金」や「就学支度資金」など12種類の資金を設けており、「ひとり親家庭医療費助成事業」では、児童扶養手当受給者程度の所得のひとり親家庭に対して医療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図っています。

本県のこども政策について、委員からは、「こども家庭庁の創設により、厚生労働省や内閣府の業務が一本化されることは期待したいが、こども政策がどのように充実するのか分からない。県では、地域の実情に応じてこども・子育て支援策を進めてもらいたい。」「宮崎県を子育てが安心してできる環境にするためには、県と市町村が連携して取組を進めることが大切である。こどもや子育て家庭に一義的に関わる市町村の意見を十分に聞いて、必要な支援をしてもらいたい。」「こども政策を進めるに当たっては、こどもや保護者、支援団体等の当事者の意見を受け止め、効果的な政策にしてもらいたい。」などの意見がありました。

(3) 県内外の取組

以下のとおり県内外で現地調査を実施し、調査事項に関連する取組や課題等について意見交換を行いました。

① 富山県

富山県では、「子育て環境日本一」を掲げて、出産や子育てのしやすい環境整備に力を入れています。令和3年6月には、「富山県小児医療等体制検討会」を設置し、医師の働き方改革も含めた小児科医の不足や地域における偏在、少子化の進展などを踏まえた「持続可能な小児医療体制のあり方」について検討を重ねています。

令和4年度からは、気軽に産婦人科医・小児科医・助産師に相談できるよう、「産婦人科オンライン・小児科オンライン」を導入しています。「産婦人科オンライン・小児科オンライン」は、株式会社kids Publicが提供するオンラインを活用した「顔の見える」医療相談サービスで、小児科医でもある同社代表が被虐待児を診察したことをきっかけに、対面サポートに抵抗がある保護者でも、オンラインで気軽に産婦人科医・小児科医・助産師と繋がることで、重篤な虐待事例の発生を解消することを目的に事業が始まっています。

委員からは、「具体的な相談ではなく、ただ話をきいてもらいたい訴えにはどのように対応しているか。」との質問があり、「どのような訴えでも、相談者に寄り添うことを大切にしている。相談者の不安を少しでも残さないことが、重篤な事故を防ぐことにつながる

と思う。」との回答があり、オンラインでの相談に終わらせず、相談内容によっては、自治体と連携を密にし、対面サポートに繋げていることが紹介されました。

② 西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター

高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の3町は、こども・子育て・障がい福祉分野の総合的な相談・連携拠点として、令和2年4月に「西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター」を設置しました。

西臼杵3町の出生率は、近年、1.82前後と県内でも高い水準ですが、障がい児対象のサービスや専門機関がないことから、機能連携の拠点として同センター設置の構想がなされ、設置後は、こどもの発達に関することや子育て、教育、障がいに関する悩みや相談に対して、ソーシャルワーカーや保健師、臨床心理士らがチームとなって対応しています。

調査先からは、「支援の原則として『断らない相談支援』、『サインを見逃さない』、『みんなが繋げる・繋がる地域』を掲げて、ライフステージをつなぐ切れ目のない支援や、支援の幅をもたせられるように心がけている。」との説明がありました。

委員からは、「センターの機能を拡大していくにあたり、人材の確保をどのように行っているのか。」との質問があり、「センターの職員を増やすというより、地域の保健師や教職員など、既に存在している社会資源をどう活かすかを考えることがセンターの役目だと思う。」との回答がありました。また、別の委員からは、「限られた資源を活用して、各機関が連携を図り、同センターが司令塔の役割を果たし、ワンストップで相談を受けていることは素晴らしい。」「障がい児などの支援事業者が3町内にないなど、地域的な偏在に対して、行政がどのように支援できるかを考えたい。」といった意見があり、「センターの運営は、日本版CCRC（地域の中で多世代と共生する街づくり）として注目されている『社会福祉法人佛子園 share金沢』（石川県金沢市）を参考にしており、将来的には、こども等に関わる各機関が機能的に連携することで、全世代の地域共生社会を目指す『包括化支援』を行う『我が事・丸ごと包括ネットワークセンター』を目指している。」との説明がありました。

③ 社会福祉法人^{ぶつしえん}佛子園 B's^{ぎようぜんじ}行 善寺

社会福祉法人佛子園（石川県金沢市）は、こども・高齢者・障がいの制度の枠を超えて、全ての人が生き生きと暮らせる地域づくりを行っており、先進的な社会福祉法人として、また、地方創生の先進的事例として、全国の自治体等から視察が相次いでいます。

現地調査では、石川県白山市に建設された地域コミュニティ施設「B's行善寺」を調査しました。施設から徒歩圏内の周辺地域を対象にした都市型の生涯活躍の街を目指した施設で、障がいをもつ人も、地域住民も、誰もが等しく利用できる地域の「駆け込み寺」の役割を果たしたいという理念で運営されています。敷地内には、福祉・医療施設として高齢者サービス、障がい者支援施設や保育園、病院があるほか、交流施設として天然温泉、食事処、健康増進施設（スポーツジム）、温水プール、フラワーショップなどが併設され、

様々な人々が「ごちゃまぜ」に集まり、交流の場・就労継続支援の場となっています。

調査先からは、周辺住民を雇用したり、地域の人が自由に利用できるなど、住民主体の施設運営を行うことで、地域の世帯数が増加している事例が紹介されました。また、「まちに灯をともしのが福祉の仕事の役割であり、一つの機能しかない施設ではなく、地域住民が『寄り合う』多機能を備えた施設とすることが自分たちの務めだと考えている。」との説明がありました。

委員からは、「志や熱意があっても法律や制度の制約を受けて事業を諦める人も多い。佛子園は自由な発想で、やりたいことを実現できていると感じたがなぜか。」との質問があり、「法律や制度の解釈の仕方について、行政に相談すべき。例えば、法律には高齢者施設と保育施設の間を壁で仕切るように書かれていないため、当施設はふすまで仕切り、使わないときはふすまを解放している。県と市が法律の解釈を狭めている場合もあるので、実現したい施設像について行政に相談するようにしている。」との回答がありました。

また、別の委員から施設職員の確保について質問があり、「福祉の資格を保有しているかどうかに関係なく、地域住民を雇用している。地域の人を力を借り、住民が寄り合う施設とすることで、佛子園が運営する施設がある地域の中には新しく小学校ができるほど移住者が増えている事例もあり、地域の活性化にも繋がっている。」との説明がありました。

(4) こどもの意見反映の取組

「こども家庭庁」においては、こどもの意見の尊重を任務とし（こども家庭庁設置法第3条第1項）、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むとされており、こどもの視点に立った企画立案を行っている事例について、以下のとおり現地調査を実施しました。

① 富山県

富山県では、県内のこどもの声や思いを集め、政策づくりに反映する仕組みづくりを進めるため、こどもに関わりが深い様々なテーマについて意見をもらう「こども政策モニター事業」を令和4年度から実施しています。モニターの対象は、小学5年生、6年生、中学生、高校生の合計300人で、インターネットを通じたアンケート方式により、意見を聴取しています。富山県では、過去にこどもの意見を聴取する具体的な取組がなかったため、「こどもの意見を聴取するために、まずは実施してみよう。」と試行的に始めました。予算は、年度途中に発生したニーズ等に対して試行的に実施できる「サンドボックス予算」が活用されています。

委員からは、「こどもの意見を政策に反映するためには、現在の政策をこどもに分かりやすく伝えることも大切だが、とても難しいと思う。」「自分の意見が反映されなかった場合は、なぜ反映されなかったかを見える化してこどもに伝えることも必要になると思う。」などの意見があり、調査先から、「政策を伝える工夫は大切だと思う。聴取したい内容等については、庁内の部局横断的な組織であるこどもプロジェクトチームに意見を仰ぐなどの工夫をしている。」との回答がありました。また、別の委員からは、「年度途中に発

生じた課題に対して、サンドボックス予算を活用して迅速に対応できる方法は良い。」との意見がありました。

② キッザニア甲子園

キッザニアはこどもを対象とした屋内型職業・社会体験施設で、未来を拓くこどもたちが施設での職業・社会体験を通じて、実社会で生きる力を育むための学びの機会を提供する「エデュテインメント（学ぶEducation＋楽しむEntertainment）」を目指しています。

キッザニア甲子園（兵庫県西宮市）では、キッザニアの街をより良くするために「こども議会」を設置しています。毎年、こども議員が選任され、議員が施設内の新しいアクティビティについて意見を述べたり、キッザニアを楽しくするためのサービスを考えたり、キッザニア内のショップで販売する商品開発をするなど、様々な場面で活躍しています。

委員からは、こどもが活動に関心をもつための工夫について質問があり、「キッザニアではこどもをこども扱いせず、保護者から離してこどもだけで取り組んでもらうことで、真剣に取り組んでくれる。失敗する経験も次の経験に繋げられるようにサポートしている。」「こども議員でも特別な待遇はせず、キッザニアを良くしたい思いを強くもってもらうようにしている。」との回答がありました。

(5) 県への提言

① 部局をこえた総合的な施策の推進

こどもの抱える困難は、こども・家庭・環境など様々な要因が複合的に重なり合っていることから、こども政策は、教育委員会・福祉保健部など、部局を超えて、こどもを総合的に捉えて検討することが大切です。県では、平成20年度にこども政策を一元的に担う「こども政策局」を設置し、こども政策に関する関係部局全体を主導し、政策を推進しているところですが、強いリーダーシップで対策を進める推進力や、部局間で連携して取り組む姿勢が弱いと感じます。対策が必要な課題が山積していることを踏まえて、より一層、関係部局が一体となり、こども政策をさらに充実させることを要望します。

また、対策は、先手先手で講じることが重要であり、コロナ禍などで新たに生じた課題に対しても、迅速な判断と機動力をもった対応を要望します。

② 市町村の意見を踏まえた施策の推進

国のこども家庭庁の創設により、こども政策に総合的に取り組むことができるようになることを期待しますが、国がどのように政策を充実させるのかや、財源をどう確保するのか、県・市町村の役割はどのようになるのかなど不明瞭な部分もあります。

宮崎県を「子育てを安心してできる環境」にするために、こどもや子育て家庭に一義的に関わる市町村の意見を十分に踏まえて、県と市町村が連携して対策を進めることを要望します。

③ こどもを含む当事者の意見の政策反映

こども家庭庁においては、こどもの意見の尊重を任務とし、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むとされていますが、こどもの意見を政策に反映するためには、現在取り組んでいる政策について、こどもに分かりやすく伝えることも必要です。

本県においては、未だこどもの意見を聴取する仕組みがありません。より効果的な政策とするため、こどもや子育て当事者、支援者の意見を受け止めて、事業の企画立案や当事者の意見を政策に反映する方法を検討することを要望します。また、意見が政策に反映されなかった場合に、なぜ反映されなかったかを見える化してこどもに伝える方法も検討することを要望します。

④ 安心できる医療体制の構築

身近に産婦人科や産科を担う医師がいないことが、出産に対する不安感に繋がり、出生数の低下を招いている一面があると考えられます。産婦人科や産科を担う医師を確保し、安心して生み育てることができる医療体制を構築することを要望します。

2 児童虐待等に関すること

(1) 児童虐待防止の取組

① 児童虐待の現状

令和3年度の全国の児童虐待相談対応件数（速報値）は207,659件となり、過去最多を更新しました（前年度比+2,615件）。

本県の児童虐待相談対応件数は、平成29年度から年々増加傾向にあり、令和3年度は1,843件で、前年度とほぼ同水準で高止まりしている状況です。虐待種別の内訳は、「心理的虐待」（910件）、「身体的虐待」（579件）、「ネグレクト」（329件）、「性的虐待」（25件）となっています。また、経路別相談件数は、「警察等」（730件）からの通告が最も多く、次いで「近隣知人」（241件）、「学校等」（233件）、「市町村」（212件）の順となっています。主たる虐待者の内訳は、「実母」（847件）と「実父」（815件）で全体の約9割を占めており、被虐待児の年齢構成は、「0歳から3歳未満」（372件）、「3歳から6歳」（488件）で、0歳から6歳までの「未就学児」が全体の46.7%を占めています。

児童相談所では、児童虐待の通告があった場合等に、児童の安全確保のため、「一時保護」を行っており、本県の令和3年度の実人数は483人で、高止まりの傾向にあります。令和4年6月の児童福祉法改正により、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、今後、一時保護開始時の判断に「司法審査」が導入されることとなっています。

委員からは、「いま起きていることへの対策と、虐待がこれから起きないように対策を考える必要がある。虐待を未然に防ぐために、目の前の対応に追われるだけでなく、相談内容や虐待事例の詳細を分析し、対策を検討することが重要である。」、「対策は、こどもの視点で考える必要があり、福祉保健部だけでなく、教育委員会など部局間で連携し、こ

どもを総合的に見ることが大切である。」との意見がありました。

② 宮崎県中央児童相談所の取組

相談対応の状況について把握するため、宮崎県中央児童相談所を現地調査しました。

令和3年度の宮崎県中央児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は988件（前年度比+11%）で、虐待種別は、「心理的虐待」（443件）、「身体的虐待」（333件）、「ネグレクト」（200件）、「性的虐待」（12件）の順で多く、例年と同様の傾向です。

児童相談所では、住民や市町村、教育・保育機関、警察等からの通告内容に基づき、児童の家庭環境等を調査し、安全を確認するとともに、必要に応じて一時保護や家庭再統合に向けた支援を行っています。

令和2年度からは、一時保護等の緊急介入とその後の支援を担う職員を分けるため、介入専門の職員（児童福祉司）2人を配置し、効率的な介入が可能となりました。また、所内に警察官1人、弁護士2人（会計年度任用職員）を配置し、警察署と児童相談所間の情報共有や法的対応力を強化するなど体制整備を図っています。

委員からは、「虐待死が報道される時に、児童相談所は業務多忙で適切な対処ができていなかったと聞くことが多いが、職員体制に不足感はないか。」との質問があり、調査先から、「近年は職員数が増加しているが、虐待通告が1日に複数回や夜間にもあるため、職員は常に緊張感や負担感を感じていると思う。」との回答がありました。これを受けて、委員から、「職員が適切に相談に対応することができるように、職員の精神的ケアや対応力強化のための体制整備を引き続きお願いしたい。」との意見がありました。

（2）社会的養護の取組

県では、養育において保護や支援を必要とする子どもたちの最善の利益を実現するため、個々の状況に応じて児童養護施設や地域小規模児童養護施設等への入所、里親への委託を選択できる養育環境の整備を進めています。

① 児童養護施設等の状況及び地域小規模児童養護施設の設置推進

県内には、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームが合計25か所あります（総定員数529人）。

児童養護施設のうち7か所は、定員4人から6人の家庭的な養育環境となっている地域小規模児童養護施設で、県では、入所児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けた整備を進めており、新たに設置する社会福祉法人に対して施設整備の補助を行っています。

② 里親委託の推進

県では、児童福祉法に規定された「家庭養育優先原則」に基づき、施設に比べてより家庭的な環境の下で養育を行うことが望ましい場合には、里親委託やファミリーホームへの入所を積極的に進められる体制づくりを推進しています。

本県の登録里親数及び委託児童数の推移を見ると、令和3年度末時点の登録里親数は138世帯と順調に登録数が増えている一方、委託児童数は34人と、前年までと比べて減少しており、令和3年度末時点の里親等委託率※は10.7%と、前年度と同程度となっています。

県では、平成28年度に設置した「里親普及促進センターみやざき」を中心に、児童相談所や児童養護施設等と連携して、安心して里親に委託できる環境づくりを推進しており、「里親委託総合推進事業」として、里親制度の普及促進、里親の資質向上支援、マッチング促進、里親支援を行っています。

委員からは、「県の里親委託率の目標値は27%と高い。委託率が低い要因は、施設の養育環境が充実していたり、里親委託に慎重に取り組んだ結果だと思う。里親委託の実態を改めて検証し、目標値を設定し直しても良いのではないか。」「里親になっても、こどもが未委託の場合も多く、県の里親等委託の進め方や社会的養護の考え方が曖昧と感じる。里親等委託に限らず、社会的養護が必要なこどもが社会で自立するために最適な環境はどこなのかを、こどもの特性に応じて検討してもらいたい。」などの意見がありました。

$$\text{※里親等委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$$

(3) 社会的養護経験者の自立支援等

① 県の取組

県では、児童養護施設や里親等の下で育ったこどもたち（社会的養護経験者）が、施設を退所した後も安定した生活を送れるようにするため、施設入所中に日常生活の訓練や進学・就職支援を行っているほか、様々な支援を行っています。

「退所児童等アフターケアセンター設置運営事業」では、進学や就職等により退所を控えた児童に対して、一人暮らしに必要な生活技能に関する講習会を開いたり、退所後の個別相談に対応するなど、個々の状況に応じて必要な支援を行っています。また、「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」では、家賃や生活費の貸付を行っており、5年間就業を継続した場合、返還が免除されたり、アパート等を賃借する際に施設長等が保証人となった場合などに、損害保険料を補助する「身元保証人確保対策事業」を実施しています。さらに、大学などを構成機関とする「宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会」を設置し、協議会への寄附金を財源とした「みやざき子ども未来奨学金」により、児童養護施設等入所児童等の大学等進学に際し、奨学金を給付する「大学・民間企業との協働・連携による自立支援」を行っています。

令和4年6月の児童福祉法改正により、今後、社会的養護経験者について、年齢で一律に支援の提供を終了するのではなく、児童の意向や関係機関との調整も踏まえた上で、必要と判断する時点まで、施設への入所や自立支援を提供できるようになります。

② NPO法人Swing-By

地域のこども・子育て家庭の取組や社会的養護経験者の支援の取組について把握するため、NPO法人Swing-Byを調査しました。

NPO法人Swing-Byは、宮崎大学や宮崎県児童福祉施設協議会などと協力し、生活困窮世帯のこどもへの奨学金制度の整備や学習・生活支援を行っています。団体を構成しているのは、弁護士、教育行政学の専門家、学生ボランティアなどで、「みやざき子ども未来奨学金関連プロジェクト」、学校等のケース会議を起点とした「子ども未来応援プロジェクト」、学びの楽しさを伝える「Children First Campプロジェクト」、研修事業である「みやざき子ども未来応援フォーラム・ゼミナール」などの事業を行っています。

「みやざき子ども未来奨学金関連プロジェクト」は、児童養護施設や里親家庭のこどもたちの大学進学を支援する奨学制度で、経済的な支援だけではなく、長期的な視野でこどもの自立に向けた包括的な支援を行うものであり、「宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会」（宮崎県・宮崎大学教育学部・宮崎日日新聞社・宮崎県児童福祉施設協議会・NPO法人Swing-By）が実施しています。

委員からは、「こどもを支援したいが、親の意向に添わない場合はどのように対応しているのか。」との質問があり、調査先から、「保護者の要望ではなく、こどもの要望に沿って支援することやこどもが自ら決めることを大切にしている。」との回答がありました。

また、別の委員から、「団体活動を継続していることも、賛同して支援者となってきている大学生の存在もありがたいと思う。」との意見があり、調査先から、「活動を継続するためには、支援する側の人材育成が重要。人材育成の方法として、毎年同じ講座を多くの人に受講してもらう方法より、同じ人を数年間かけて育成する方が効果的だと思う。」との意見がありました。

さらに、別の委員から、「民間団体の存在は、制度の狭間で行政の支援が行き届かないこども・子育て家庭の支援には欠かせないと思う。」との意見がありました。

③ 人吉農芸学院

困難や生きづらさを抱えて社会で生活するこどもの支援などについて把握するため、人吉農芸学院を調査しました。

少年院法務教官としてこどもに接してきた経験を踏まえて、講話いただきました。

人吉農芸学院は、家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた、概ね16歳から20歳未満の少年を収容し、その特性に応じて矯正教育や健全育成を行い、少年の改善更生と円滑な社会復帰につなげています。

人吉農芸学院の矯正教育は、就労や修学または生活環境の調整など社会適応上の問題がある者、知的能力の制約や対人関係のもち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者、保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者の3課程に分かれています。

調査先からは、「少年院に入院してくるこどもたちの大半は、社会的・経済的・文化的弱者であり、保護者などのこどもの周辺にいる人を支援することや、地域のこどもを地域

で守り育てることが大切である。」などの説明がありました。

委員からは、「少年院に入らざるを得ない環境のこどもに対して、どのような支援ができれば入院に至らないと思うか。」との質問があり、調査先から、「こどもたちのセーフティネットは学校だと考えるが、学校現場は疲弊している。学校がこどものセーフティネットとして機能するためにも、学校・教育に人的・財政的な投資をすることが重要だと思う。」との回答がありました。

(4) ヤングケアラーの把握と支援

令和2年度及び令和3年度に厚生労働省が実施した調査では、「世話をしている家族がいる」との回答した小学6年生は6.5%（15人に1人）、中学2年生は5.7%（17人に1人）、全日制高校2年生は4.1%（24人に1人）おり、全国のヤングケアラーの実態が初めて明らかとなりました。

本県では、令和4年9月に実態把握のための調査を実施し、ヤングケアラーの支援に繋げることとしており、ヤングケアラーに対する支援は始まったばかりであることから、ヤングケアラー支援の先進事例について把握するため、オンライン調査を実施しました。

① 一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会（東京都）

一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会は、ケアラーが自分の人生を自分らしく生きる力を身につけるためのサービスの提供を行う団体として設立されました。日本で初めて、きょうだい児とケアラーの社会的支援事業を実施したり、中高生のケアラー自らが、ケアをする自分を客観視したり、自分の未来像を考え、家族をケアしながら、目標をもって自分の人生を切り開く方法を学ぶ無償プログラムを提供するなど全国で活動しています。

調査先からは、「日本では、障がいや疾患のある家族のことは家族で解決することや、自分の人生より優先して家族の面倒を見ることは当たり前という価値観が根強くあるが、共働き世帯の増加や核家族化・少子化・高齢化など、家族を取り巻く環境が大きく変化し、誰もがケアラーになる時代であり、社会全体でヤングケアラーを支えていく必要がある。」などの説明がありました。また、ヤングケアラーは家族に起因する課題であることから、家族を含めた支援が必要になる点が既存のこども政策とは異なり、新たな支援が求められていることについて説明がありました。

委員から、「本県のヤングケアラー支援の進め方が曖昧である。」との意見があり、同席した県担当課からは、「令和4年9月に実施予定のヤングケアラーの調査で実態を把握し、宮崎モデルの支援を検討したい。」との回答がありました。これに対して別の委員から、「宮崎モデルの支援については、福祉保健部だけでなく、学校・教育委員会を含めて十分に議論・検討をしてもらいたい。」との意見がありました。

② 京都府ヤングケアラー総合支援センター

京都府では、令和4年4月にヤングケアラー専門の支援機関である「ヤングケアラー総

合支援センター」を設置しました。同センターには、社会福祉士や相談員など専門職が常駐し、電話やメールなどで相談に応じるほか、府民や市町村担当者等を対象とした研修や広報啓発、オンラインコミュニティの運営を行っています。ヤングケアラーの法律上の定義はなく、18歳を超えてもケアラーであり続けることから、30代から40代の若者ケアラーや家族からの相談も受け付けています。

ヤングケアラーの支援機関は全国にもほとんどないことから、府の担当者は、「手探りで運営を進めている。」とのことでしたが、厚生労働省のヤングケアラー実態調査を受け、京都府内にも一定数のヤングケアラーが存在していると想定され、「できる限り早く、取組を強化することが必要。」と判断し、設置が進められました。住民に最も身近な市町村に相談窓口があることが理想的ですが、ヤングケアラー支援はまだ始まったばかりであり、府がモデル的に支援機関を設け、市町村・関係機関・支援団体等の取組を前進させることに繋げていくという考えで運営されています。

寄せられた相談に対しては、「こどもの最善の利益」や「こどもたちが本当に望んでいることは何か。」を常に考えて、関係機関と連携して支援に当たっているとの説明がありました。京都府の取組は、全国でも先進的な事例ですが、府民の同センターに対する認知度はまだ低く、ヤングケアラーを認知してもらうことと共に、同センターの存在を知ってもらうことが課題となっています。

委員からは、「国の調査を受けて早急に対応が必要と判断し、相談センターを設置するまでの動きが速い。」、「新たに生じた課題への対策は、事業の立案や予算の確保など、トップの迅速な判断と機動力のある対応が大切と感じた。」などの意見がありました。

(5) 県への提言

① 児童虐待の未然防止策の推進と児童相談所の対応力の強化

全国及び本県の児童虐待相談対応件数は急激に増加していますが、「今、目の前で起きていることへの対策」と「虐待がこれから起きないようにするための対策」を考える必要があります。児童相談所の現場では、日々目の前の相談対応に追われていますが、これまでの相談内容や虐待事例の詳細を分析し、「虐待がこれから起きないようにするための対策」をとりまとめることが重要です。

児童相談所が、第一義的な児童家庭相談対応を行う市町村を十分に援助することができるように、また、虐待等の相談に適時適切に対応することができるように、児童相談所職員の精神的なケアをはじめとする処遇改善や対応力の強化のための体制整備について引き続き検討することを要望します。

② こどもの特性に応じた社会的養護の推進

県では、里親等委託率の目標値を27%と設定していますが、令和3年度末時点の委託率は10.7%と開きがあります。これは、児童養護施設の養育環境が充実していたり、里親等委託に慎重に取り組んでいる結果であるとも評価でき、改めて里親委託の実態を検証し、

目標値を検討し直すことも必要です。

また、現実には、里親となっても、こどもが未委託のままの里親も多くおり、県の里親等委託の進め方や社会的養護の考え方が曖昧な面もあります。里親委託に限らず、「社会的養護が必要なこどもが、社会で自立するために最適な環境はどこか。」について、こどもの特性に応じて、しっかり検討することを要望します。

③ ヤングケアラー支援方針の明確化

「京都府ヤングケアラー総合支援センター」は、府知事の「現場主義・前例にとらわれない」府政運営方針のもと、全国に先駆けてヤングケアラー支援専門の相談機関として設置・運営されていました。

県では、今年度、ヤングケアラーの実態調査を実施し、宮崎モデルの支援を検討していますが、国の実態調査結果を見ても、既にヤングケアラーが存在していることは明らかであり、早急に支援方針を明確にすることを要望します。

また、ヤングケアラーの支援のように、新たに取り組むべき課題が生じた場合には、事業の企画立案や予算の確保など迅速に判断し、対策を進めることを要望します。

3 いじめ対策及びこどもの学習環境に関すること

(1) いじめ対策の現状

① いじめの認知件数の状況

令和2年度の本県公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校9,299件、中学校1,226件、高等学校175件、特別支援学校41件の合計で10,741件で、1,000人当たりの認知件数は、全国の39.7件に対して本県は96.4件となっています。

令和2年度はいじめの認知件数は前年度より減少しており、コロナ禍における休校等の措置により児童生徒間の接触の機会が減少したことや、県が推進する「児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組」が少しずつ効果を表してきていることによるものと考えられます。

② いじめへの対応

ア 教育委員会の取組

県教育委員会では、いじめ防止等に係る組織として、「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会」及び「宮崎県いじめ問題対策委員会」を設置し、本県はいじめ問題に関する情報の共有や取組に対する意見等をもらっています。

また、「宮崎県いじめ防止基本方針」を定めて、教育委員会や学校の取り組むべき内容を明確にするとともに、全ての学校において、いじめの認知から解消に至るまでの確実な取組が推進されるよう、県独自に「いじめの認知から解消までのガイドライン」を策定し、全ての学校において些細ないじめも見逃すことなく認知につなげ、早期に対応することとしています。

さらに、令和元年度から、「いじめの未然防止に関する取組推進校」として毎年県内7校を指定して、児童生徒の主体的な取組を推進してきており、令和4年度からは、従来の中学校に加えて7校中3校を小学校から指定するなど、小学校段階からの取組の推進を図っています。

加えて、県教育委員会では、電話・来訪相談やメールでの相談に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣による教育相談体制の充実に努めています。

小学校へのスクールカウンセラーの派遣は、北部教育事務所管内に3人、中部教育事務所管内に5人、南部教育事務所管内に3人の計11人を配置し、学校からの希望に応じて派遣する体制としています。中学校については、県内計83校を配置校として、それぞれ1人のスクールカウンセラーを配置しており、配置のない40校には、配置校から派遣する体制としています。県立学校については、県内を4つのエリアに分け、それぞれ1校を拠点校として配置し、それ以外の学校には、希望に応じて派遣する体制とし、特別支援学校には、必要に応じて派遣する体制となっています。

スクールソーシャルワーカーについては、県教育委員会が計10名を県内の各教育事務所に配置していることに加えて、市町村の単独配置も進めています。現在、計10市町が独自にスクールソーシャルワーカーを配置しており、県では、市町村の配置に対して補助を行っています。

イ 学校の取組

学校では「こころの教育」として、道徳や学級活動等の時間に児童生徒が互いに思いやり、支え合うことのできる人間関係を育むための教育を日常的に実施したり、よりよい人間関係を育むためのスキルを身につける「ピアサポート活動」にも取り組んでいます。

また、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた各学校における取組を明確化しています。基本方針は、各学校のホームページに掲載し、児童生徒、保護者、地域に広く周知し、取組を徹底しています。

ウ 県の取組

県内の小・中・高等学校の児童生徒に対して人権に関する作品（作文、図画・ポスター）を募集し、いじめを含む人権問題について考える機会を提供したり、優秀作品を掲載したリーフレットや作品集を啓発資料として作成し、こどもや市町村、地域などに配布して啓発に努めています。

また、「人権啓発センター」（県人権同和対策課内）でも、いじめを含めた各種人権問題に関する相談を受け付けており、相談内容に応じて、法務局などの専門の相談窓口や支援先等を案内しています。

いじめの認知と対応について、委員からは、「デジタル化により、いじめの内容や手段

が巧妙で大人が把握しにくくなっている。中高生のいじめは巧妙で表に出ていない可能性もあるため、十分に注視してもらいたい。」「いじめが解消した事例を検証し、いじめに至らない取組に繋げてもらいたい。」「学校や教育委員会と保護者の関係が悪化した場合、第三者機関が介入する自治体もある。本県でも、こども・保護者・学校の間を取りもち、対応策を検証する第三者機関があると良い。」などの意見がありました。

(2) こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）

① 不登校児童生徒の状況及び対策の状況

ア 不登校児童生徒の状況

令和2年度の本県公立学校における不登校児童生徒数は、小学校457人、中学校1,079人、高等学校249人で、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校の全国平均が10.0人であるのに対して本県は7.7人、中学校は全国平均の40.9人に対して本県は38.8人、高等学校は全国平均の13.9人に対して本県は11.1人で、全国に比べて低い状況にありますが、特に小学校において不登校児童が年々増加しており、大きな課題となっています。

イ 対策の状況

県教育委員会では、教育相談体制の充実を目指して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しているほか、平成22年度からは、国が実施している「魅力ある学校づくり調査研究事業」に参画し、不登校の未然防止に向けた取組を推進するとともに、不登校の未然防止や早期対応、学校復帰に向けた対応等についてまとめた「生徒指導資料」を県独自に作成し、各学校における指導の充実を図っています。

また、不登校児童生徒の学びの場としては、県内20市町に公的機関である適応指導教室が26教室設置されており、指導員と学校が連携して学習支援等を行っています。

② 関係機関の連携

ア 県と県教育委員会の連携

県では、「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」により、生活困窮世帯の中高生を対象に、進学の実支援や学習支援の場を提供しており、県教育委員会とも情報の共有を図り、連携して取り組んでいます。

イ フリースクール・市民団体等との連携

県教育委員会が市町村に対して「フリースクール・市民団体等との連携」について調査したところ、令和4年8月末時点で、7市町で22のフリースクール等が確認されました。

県教育委員会では、令和3年度から県内のフリースクール等を視察し、実態の把握を行うとともに、今後の連携推進に向けた意見交換を実施しています。

フリースクールへの出席を学校の出席とする扱いについては、当該児童生徒が所属する学校長が判断することとされており、宮崎市が設置する1施設については、フリースク

ルへの出席が学校の出席として認められている状況です。

県教育委員会では、市町村教育委員会とフリースクールに関する情報を共有するとともに、連携に関する協議を実施しており、今後、更に市町村との連携を推進することとしています。

③ 困難を抱えるこどもを把握した場合の対応

学校では教職員による日々の観察や面談、家庭訪問などにより、様々な困難を抱えるこどもの把握に努めています。把握した場合には、校内の委員会において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も交え、情報の共有や対策の検討を行っています。児童生徒それぞれで状況や背景が異なることから、本人や保護者との面談等により、意向を十分に聞き取り対応につなげています。

特にヤングケアラーについては、日々の学校生活の中で、学級担任を中心に、学校全体で見守り、寄り添う姿勢を基本に対応するようにしています。スクールソーシャルワーカー等の専門家や市町村関係部局の担当者を交えたケース会議で対応を協議し、関係機関につなげたり、学校や地域の警察、民生・児童委員、児童相談所等の関係者からなる市町村の「要保護児童対策地域協議会」において情報の共有及び見守りの強化を図っています。

委員からは、「こどもが抱える問題やこどもの異変は、学校が一番初めに把握できる。困難を抱えるこどもに支援が行き届くように、対象を広く捉えることが大切ではないか。」などの意見がありました。

④ 都城市教育委員会の取組

デジタル技術を活用した児童生徒の不登校支援について把握するため、都城市教育委員会を現地調査しました。

都城市教育委員会では、文部科学省が掲げた「1人1台端末」と「高速大容量通信ネットワーク」を一体的に整備する「GIGAスクール構想補助事業」を活用し、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、こどもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の構築に取り組んでいます。

不登校児童生徒の中には、長期の欠席により学級の雰囲気がわからないことや、学習面に遅れの不安を抱える児童生徒もいることから、適応指導教室の一環で都城市立図書館などを利用し、学校と適応指導教室を結ぶオンライン授業や、AIドリルを活用した学習支援など、ICTを活用した新たな不登校児童生徒の支援に取り組んでいます。

AIドリルは、配付されたタブレット端末を用いて、都城市内の小学3年生から中学3年生までの全ての児童生徒が利用でき、学習につまづいた部分を本人や保護者、学校が把握しやすくなっています。発達特性により聴覚的な刺激が多い授業に集中できない児童生徒でも、AIドリルではどんどん学習を進められる例もあり、多様な学びの環境を提供することにつながっています。

委員からは、「多様な学びの場を見つけたり、知識や技術を身につける方法について、

既存の方法や考え方にとらわれず検討することが大切だと思う。」との意見や、「民間のフリースクールとはどのように連携しているのか。」との質問がありました。調査先からは、「不登校児童生徒には、籍を置く学校もプライドをもって丁寧に対応しており、フリースクール・学校・市教育委員会で情報を共有してこどもの学びを支援できると良い。」「令和5年度は、不登校児童生徒の保護者の語り場（サークル）をつくり、要望や悩みを共有しながら、こどもに最適な『学びの場』『居場所』を考えたり、見つけてもらう取組を始める予定である。」との回答がありました。

⑤ 三股町社会福祉協議会の取組

地域のこどもや子育て家庭の支援の取組について把握するため、三股町社会福祉協議会を現地調査しました。

三股町社会福祉協議会では、少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化など社会構造が変化する中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現を推進するため、国の「重層的支援体制整備事業」を活用し、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っています。令和4年7月時点では、53種類151活動が展開されており、全ての活動にロゴマークを作り、デザイン性をもたせることで、地域の人に関心をもってもらいやすくしたり、理解を深め、参画をしてもらうきっかけを作っています。現地調査では、活動中の団体のうち、不登校のこどもや子育て家庭の支援を行う3つの団体の活動事例の紹介がありました。

調査先からは、「近い将来、不登校のこどもは全体の10%を超える可能性もあり、学校だけで対応することが難しくなっている。市町村の適応指導教室に行くことができないこどもも多く、民間団体の存在がますます重要になると感じている。」「民間団体は、活動資金を寄附金で賄っていることが多く、活動を継続することが難しい。社会福祉協議会は、活動のスタートアップの支援はしているが、運営費の補助がない点が課題と感じている。国や県の事業は、実態に追いついていない部分が多いため、社会福祉協議会は、団体の活動を実証モデル化することで国や県に事業化を求めたり、団体が資金調達をしやすくするなどの支援をしたいと思っている。」との説明がありました。

委員からは、「活動に賛同する支援者をどのように増やしているか。」との質問があり、調査先からは、「支援者側である自分たちが活動を楽しむようにしたり、参加を強制しないようにしている。」「他団体と一緒に連携協議会を立ち上げ、情報交換をし始めた。どの団体も、活動資金やスタッフの不足などの悩みがあり、情報共有をできる場が大切と思う。そうすることで団体間の協力体制もできる。」との回答がありました。

(3) 県への提言

① 困難を抱えるこどもの積極的な把握

こどもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、児童虐待の増加や子どもの貧困、ヤ

ングケアラーなど新たな課題も生じています。困難を抱える子どもを見逃さないためには、子どもが家庭環境や疾病、障がいなど様々な心配を抱えているかもしれないという視点を持ち、支援が必要と思われる子どもを広い視野で捉えることが大切です。特に、日常的に子どもと接することができる学校は、子どもの変化に早く気づくことができるため、困難を抱える子どもを積極的に把握し、子どもが必要としている支援につなげることを要望します。

② いじめの未然防止策の推進と第三者機関の設置の検討

「ネットいじめ」をはじめ、特に中学生・高校生のいじめは、内容や手段が巧妙で、周囲に気づかれない可能性もあるため、十分に注視する必要があります。

県教育委員会では、全ての学校において些細ないじめも見逃すことなく認知し、早期に対応するよう取り組んでいますが、次のいじめに至らない取組を行うことも重要であり、いじめが解消した事例を十分に検証し、いじめに至る前の対策を進めることを要望します。

また、保護者と学校・教育委員会との関係が悪化した場合に備えて、第三者機関等が介入して対応策を検証する仕組みを、教育委員会と知事部局が連携して検討することを要望します。

③ 子どもが安心して相談できる環境の整備

県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に努めています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校が立ち入ることができない家庭に対しても積極的に支援ができ、子どもが抱える問題を解決するために絶大な効果を発揮しており、大変評価できます。しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、会計年度任用職員として採用されており、配置されている地域も限定的です。

学校・保護者・支援者が連携して問題解決できるよう、また、どこの地域でも子どもが安心して相談できるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置方針を明確にするとともに、処遇改善の検討を進めることを要望します。

また、地域で子ども・子育て家庭支援を行う団体や専門職等とも十分に連携し、子どもが安心して相談できる環境を整備することを要望します。

④ 子どもの学ぶ場や学ぶ方法に関する議論の推進

令和3年度の全国の小中学校の不登校児童生徒数は244,940人（前年度比+24.9%）に上り、初めて20万人を超えて過去最多となり、本県の不登校児童生徒数は2,308人（前年度比+20.0%）で、平成22年度以降で最多となりました。不登校の増加については、コロナ禍の感染症に対する不安なども要因の一つと考えられますが、コロナ禍以前から、子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、どのように子どもの学びの場を確保できるかが課題となっています。

こどもが成長して自立するためには、学校での学びに限らず、学校や県全体で何ができるかを考える必要があります。「どこで学ぶかより何を学ぶか」、「教育とは何か、学校とは何か」など、学ぶ場や学ぶ方法（オンライン学習含む）について、学校・教育委員会や民間のフリースクール運営団体などが一緒になって議論を進めることを要望します。

また、こどもの学びの場を十分に確保するためにも、教育現場の「教員が抱える多忙感」を解消する取組を進めることを要望します。

4 男女平等の地域格差に関すること

(1) 男女共同参画の現状

① 男女平等の地域格差

世界経済フォーラムが発表した「男女格差（ジェンダーギャップ）報告」（2022年度版）では、日本の男女平等の達成順位は146か国中116位で、先進7か国（G7）と東アジア太平洋地域諸国のいずれでも最下位となりました。政治と経済の両面での女性の進出が依然として低調で、政治分野では女性議員の少なさ、経済分野では女性管理職の少なさや収入の男女格差が著しいことが順位に反映されています。

上智大学の三浦まり教授らでつくる「地域からジェンダー平等研究会」が公表した「都道府県版ジェンダーギャップ指数」（令和4年3月公表）の試算では、本県は、教育分野が全国46位、政治分野が40位、行政分野が37位で、男女の格差が浮き彫りになっています。経済分野は、家事や育児などに使う時間の男女格差が小さいことが順位を押し上げ、全国6位となっていますが、「共働き夫婦の家事、育児などに使用する1日当たりの時間」（全国3位）を見ると、女性は男性の5倍以上となっています。

また、賃金の男女格差についても、フルタイムとフルタイム以外のどちらも本県は19位ですが、全体の順位を見ると、地域別最低賃金が低い県が男女の格差が小さい傾向があるなど、様々な課題があることが窺えます。

本県は、20歳から24歳の女性の県外流出が同年代の男性より多いという課題もあり、「こどもを生み、育てやすい地域」、「女性や若者に選ばれ、住み続けたい地域」、「全ての人が生きやすい地域」について、ジェンダーギャップの解消や男女共同参画の視点から対策を考えることも重要です。

② 男女共同参画の現状

本県の固定的性別役割分担意識（男性は外で働き、女性は家庭を守るべきという考え方）にとらわれない人は、令和3年に62.5%になり、年々、ジェンダーにとらわれない考え方が広がっています。一方で、政策・方針決定過程への参画については、民間企業・行政ともに、管理的職業に従事する女性の割合は増加傾向にあるものの、10%台と低くなったり、共働き世帯の夫婦の家事関連時間（H28年調査）は、妻276分、夫59分で、男女で大きな差があるのが現状です。

③ 男女共同参画推進の取組

県では、男女共同参画の推進に向けて、固定的性別役割分担意識の解消や就業環境の整備、政策・方針決定過程への女性の参画拡大などに取り組んでいます。

固定的性別役割分担意識の解消では、宮崎県男女共同参画センターにおいて情報提供、啓発、相談事業を行っているほか、男女共同参画に取り組む意欲のある人材に「男女共同参画地域推進員」を委嘱し、各地域での普及・啓発活動や、市町村の施策への協力などを依頼しています。

就業環境の整備では、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりなどを目的として、企業、関係団体、行政が一体となって「みやざき女性の活躍推進会議」を設立し、企業の管理職員や若手女性リーダー等を対象とした研修会を継続的に開催しています。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大では、県内事業所に勤務する女性管理職やその候補者を対象とした女性リーダー育成研修会などを開催しています。

④ 宮崎県男女共同参画センターの取組

宮崎県の男女共同参画の取組等について把握するため、宮崎県男女共同参画センターを現地調査しました。

宮崎県男女共同参画センターは、本県の男女共同参画施策推進の中核施設として、啓発・相談・情報提供等に取り組んでいます。同センターは、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構が指定管理者となって相談員等10人が業務に従事しており、令和3年度の年間相談者数は、1,676人となっています。相談内容は、くらし、家族・親族、離婚を含む夫婦問題、精神的DV等についてですが、相談の背景には、身体的・経済的DV、性別役割分担意識、結婚観など幾重にもジェンダーバイアスが重なっています。また、同センターでは、職場研修や学校のキャリア講座など要請に応じてメンター（経験談やアドバイスを聞くことができる人）を派遣するなど、女性の活躍サポートを行っています。

委員から、こどもに対する講習について、「学校にもセンターが積極的に関わってほしい。」「こどもはインターネット等で情報を得られる環境におき、『教える』ではなく、共に考えたり、共に納得し合う講習をしてもらいたい。」などの意見があり、調査先から、学校の管理職に対して研修会を開催している現状などについて説明がありました。

また、別の委員からは、「県外調査で話を聞いた自治体は、県民にも分かりやすく課題を伝える課名としていたり、庁内で男女共同参画やジェンダーの視点の横串を刺すような連携をしており（後述の兵庫県豊岡市のジェンダーギャップ対策室や京都府の例）、担当レベルでも日常的に議論や情報共有をしてもらいたい。」との意見がありました。

⑤ 兵庫県豊岡市の取組

兵庫県豊岡市のジェンダーギャップ対策について把握するため、オンライン調査を行いました。

豊岡市では、就職や進学で地元を離れる女性の4人に1人しか地元に戻らないなど、「若

者回復率」が低く、人口減少が進む背景に「ジェンダーギャップ」があると考え、令和3年4月に市長部局に「ジェンダーギャップ対策室」を設置し、ジェンダーギャップの解消の取組を進めています。

男女共同参画の前提として、「ジェンダーギャップ解消」が必要との視点から、課名に「ジェンダーギャップ」を使用しています。まずは市役所内部から考え方を考える取組を開始し、令和3年には「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」を策定し、市全体でジェンダーギャップの解消に向けた取組を推進しています。

市役所内の取組としては、「ジェンダー」の視点で考える「ジェンダー視点の主流化」に向けて、庁内に「ジェンダーギャップ解消庁内推進委員会」を組織し、ジェンダーギャップ解消戦略の進行管理や推進に必要な調査研究などを行うほか、各課が立案する事業にジェンダーギャップが隠れていないか、「ジェンダーグラス（めがね）」をかけて確認し、助言するなどしています。

委員からは、「現場は、国が求めるほどのスピードで、女性が働き続ける環境整備はできていないことが課題と感じる。」「宮崎県の政策には、『ジェンダーグラス』で見る視点を感じない。ジェンダーギャップを解消しようというテーブルにさえ乗っていないことを感じる。」などの意見があり、調査先からは、「ジェンダーギャップ解消の取組は、過去の社会のありようや、人の生き方を否定するものではなく、すべての人にとって生きやすい社会、持続可能な地域社会をつくるための取組であり、誰もが自由に生き方を選択できるまちづくりを実践することである。」「自分の無意識の偏見や思い込み、決めつけに気づくことが、ジェンダーギャップ解消の視点を一歩進め、自分のこととして捉えて、行動することにつながると思う。」との説明がありました。

（2）女性の就労支援に向けた取組

① 就業・雇用の現状

ア 労働力人口及び労働力率

国勢調査結果によると、令和2年10月1日時点の本県の労働力人口は555,731人で、前回調査の平成27年と比べて、4,928人減少しました。労働力人口の推移をみると、昭和25年以降、増加傾向が継続し、平成7年にピークを迎えた後は減少が続いています。

労働力率は、昭和25年以降、概ね減少傾向が継続していましたが、令和2年は60.9%で、平成7年以来の上昇となっています。男女別では、男性が69.1%（前回調査比+0.6ポイント）、女性が53.8%（前回調査比+2.5ポイント）で、男女ともに上昇しています。

イ 年齢別労働力人口

本県の労働力率を年齢5歳階級別にみると、男性は25歳から59歳までの各年齢階級で90%以上となっている一方、女性は、令和2年でみると、25歳から54歳までの各年齢階級で80%以上となっています。また、前回調査の平成27年と比べると、全ての年齢階級で上昇しており、働いている女性の割合は全体的に増えています。

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。M字カーブの底は年々浅くなっており、底となっている30歳から34歳までの労働力率は、平成22年の75.3%に比べて、令和2年は84.3%と大幅に上昇しており、子育て世代の働く女性が増えていることがうかがえます。

ウ 従業上の地位及び男女の賃金額

本県の就業者を従業上の地位でみると、令和2年は「雇用者」が419,569人で、前回調査の平成27年から4,992人増えています。その内、女性の雇用者数は212,095人で、平成27年から6,431人増えており、割合でみた場合も令和2年は全体の83.4%と、前回調査の82.0%から増加しています。

女性の雇用者の内訳を従業上の地位でみると、「正規の職員・従業員」の割合が令和2年は42.9%と、前回調査の40.5%から増加している一方、「パート・アルバイト・その他」の割合は、令和2年が38.5%で、前回調査の39.3%から減少しています。

令和3年賃金構造基本統計調査によると、本県の男女ごとの平均賃金は男性が274,700円、女性が204,800円で、全国平均と比較すると、男性は62,500円、女性は48,800円少なく、開きがあります。男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は、本県が74.6、全国は75.2で、女性の給与水準は男性の約75%となっており、男女間の賃金格差が生じています。

エ 育児休業制度

労働条件等実態調査によると、県内事業所における育児休業取得率は、令和3年度は女性97.6%、男性16.6%であり、男女とも年々上昇していますが、男性は女性と比べると依然として低い状況であり、今後ますます男性の取得促進を図ることが重要です。

このため、国においては、子育てしやすい雇用環境の整備を図るため、育児休業制度の拡充を図っているところであり、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や、育児休業の申し出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対する制度等の個別の周知・意向確認の措置の義務化など「育児・介護休業法」の改正が行われ、令和4年4月1日から3段階に分けて施行されています。

令和4年10月からは、男性の育休の取得推進のため、出生時育児休業である「産後パパ育休」が創設され、県では、宮崎労働局と連携を図りながら、制度の周知・広報に努めています。

② 県の取組

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、労働力人口の減少と人材の確保が喫緊の課題となる中、女性のより一層の就労を促進すると同時に、人材を活用するためには、女性を含めた誰もが仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境を整備することが重要です。

県では、国の地方創生推進交付金を活用し、女性及び高齢者の新規就業を促進すること

を目的に、官民連携型のプラットフォームを設置し、関係機関と連携しながら一体的かつ包括的な推進を図ることで、女性の就労支援を促進する事業に取り組んでいます。

ア みやざき女性・高齢者就業支援センター

みやざき女性・高齢者就業支援センターは、女性・高齢者の就業支援を図ることを目的に、相談から職業紹介までを一体的に行う施設として、令和2年10月にオープンしました。

同センターでは、相談窓口を設置し、「みやざき女性・高齢者人材バンク」を使って、求職している女性・高齢者の希望する雇用形態に沿った形で、求人企業とのマッチングを行いながら就労を支援したり、復職に向けたセミナーや就職面談会、企業訪問による求人開拓等を実施しています。

イ 仕事と生活の両立応援宣言

「仕事と生活の両立応援宣言」は、企業や事業所のトップの方に、従業員の仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度で、県では、宣言した企業等を登録し、宣言書を交付するとともに、県庁ホームページなどで広く紹介することで、事業主と従業員の意識改革や従業員のモチベーションアップ、職場の活性化等につなげています。登録事業所数は、制度を創設した平成18年8月以降、令和4年10月1日までの累計で1,445事業所となっています。

ウ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度

県では、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業などを知事が認証する「働きやすい職場『ひなたの極』認証制度」を平成30年2月に創設しました。認証した企業などの取組成果を広く県民や県内企業等に普及・啓発することにより、県内のワーク・ライフ・バランスの推進を図るもので、令和4年10月1日現在で、累計51企業が認証されています。

認証企業からは、企業が認証を目指す過程で職場環境改善に取り組み、その結果、認証を受けることによって、従業員にとっても、企業にとっても良い成果が現れているとの声が聞かれています。

このように、県では、県内企業の働きやすい職場づくりを進める事業に取り組むことで、多くの女性が働き続けることができる職場環境を整え、女性の就労促進につながるよう努めています。

③ 京都ジョブパークの取組

京都府の雇用推進・男女共同参画の取組について把握するため、京都ジョブパークを現地調査しました。

京都ジョブパークは、公・労・使が一体となり、オール京都で府内企業への就職を支援する「総合就業支援拠点」で、若年者、中高年齢者、女性、障がいのある方など、全ての

府民を対象に、ハローワーク等と緊密に連携し、相談から就職、職場への定着までのサービスをワンストップで提供しています。企業向けには、人材育成・確保の支援とともに、約3,800社の中小企業の魅力を発信する支援や求職者とのマッチングを行っています。

府知事の「現場主義の徹底」、「前例にとらわれない」、「連携にこだわる」をモットーに府政運営を進める姿勢から、担当課（雇用推進室）は現場の京都テルサに常駐し、京都府男女共同参画担当や家庭支援担当、ハローワーク等と密接に連携していることが特徴の一つです。その連携を活かし、コロナ禍で非正規雇用が多い女性の解雇が増えたことを受けて、令和3年度から非正規雇用の女性の就労促進に取り組み、令和4年度からは、男女共同参画センター、マザーズジョブカフェ、京都ウィメンズベースの3か所を京都テルサ内に集約して、女性活躍支援拠点の一元化を図り、個々に応じた支援をきめ細かに行って、未就労から就労に繋がられるようにしています。

また、コロナ禍における新たな取組として、令和2年夏にWEB研修センターを設置して、ウィズコロナに対応したWEB研修環境を作り、企業の雇用維持や従業員のスキルアップ支援をする体制を整備したり、雇用維持や人手不足に悩む企業のために、兼業・副業・出向など短期的な雇用シェアを活用した支援を行う事務局をつくるなど、コロナ禍における働く側と雇用側のニーズを迅速に把握し、支援を行っています。

委員からは、「都道府県の就労拠点施設は各地にあるが、ジョブパークはハローワークも併設しており、土曜日も対応してもらえなことや、担当部局間やハローワーク、企業などの関係者との連携が密で素晴らしい。」「令和2年春頃にコロナ感染症が拡大し、夏にはWEB研修を開始するなど、コロナ禍で生じた課題に対する対応が迅速と感じた。」との意見がありました。調査先からは、「定期的に京都府と連携関係にある経営団体（雇用側）や労働団体（働く側）の声が届き、すぐに対策を考えている。」「職員も日頃から、現場主義を徹底しており、困っている県民をどうしたら支援できるかを常に考えて動いている。」などの説明がありました。

（3）県への提言

① こどもに対するジェンダー教育の推進

日本のジェンダーギャップ指数の低さは、社会全体で取り組むべき重要な課題ですが、ジェンダーは社会的に構築される概念であり、家庭や学校も、個人のジェンダー意識の形成に大きな影響を及ぼすことから、幼少期から年齢や発達段階に応じたジェンダー教育を行うことが重要です。

県男女共同参画センターや県担当課が積極的に学校に関わり、「こどもに一方的に伝える」のではなく、「こどもと一緒に男女共同参画やジェンダーについて考える」研修が行われることを要望します。

② 部局間でのジェンダーの視点の共有

兵庫県豊岡市では、人口減少が進む背景に「ジェンダーギャップ」があり、男女共同参

画の前提として「ジェンダーギャップの解消」が必要との考えから、「ジェンダーギャップ対策室」を設置しています。また、社会的なモデルとして、市役所内部から変わることがを重視し、庁内で部局横断的な会議を組織し、ジェンダーの視点で市の取組をチェックしたり、日常的に部局間で情報共有や連携を図ることを大切にしています。

県では、庁議や関係課との連絡会議などで男女共同参画の推進状況について情報共有が図られていますが、取組をより一層推進するため、兵庫県豊岡市を参考に、本県でも部局横断的な会議を庁内で組織することにより、県の施策をジェンダーの視点から確認するとともに、日常的に部局を超えて情報共有や連携を図り、各施策を効果的に機能させることを要望します。

③ 利用者の視点に立った組織づくり

京都ジョブパークは、公・労・使が一体となって取り組むことで、また、公の中においても雇用推進担当・男女共同参画担当・家庭支援担当が一か所に集まることで、関係課の連携を密にすることができ、ワンストップで支援することができています。

本県では、性暴力や男女共同参画は総合政策部、女性相談所やひとり親支援は福祉保健部、就労は商工観光労働部など、それぞれの担当課が専門性をもって対応しているところですが、県民にとっては、どこに相談をして良いのかわかりにくかったり、要因が幾重もある相談に、ワンストップで対応するのは難しいのが現状です。関係課や関係機関が一か所に集まった拠点を整備するなど、利用者の利便性を一番に考えた組織づくりと施設運営を要望します。

Ⅲ 結 び

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して報告しました。

各調査項目に対する県への提言は、先に述べたとおりですが、当委員会で年間を通じて調査した「こどもの未来応援対策」は、宮崎県の今、そして将来のあり方に関わるテーマであり、早急に対応すべき重大な課題です。

人口減少などの従来からの課題に加えて、児童虐待やいじめ・不登校の増加、不安定な就業環境など、コロナ禍によりこどもや子育て家庭を取り巻く課題が深刻化しており、危機感をもって対応する必要があります。

県においては、福祉保健部（こども政策局）を中心に、様々なこども政策に取り組んでいるところですが、福祉・教育分野を始めとしたこども・子育て支援政策をより一層前に進めるためにも、当委員会の提言を踏まえ、トップの強いリーダーシップのもと、迅速な判断力と機動力をもって、柔軟な発想で課題に取り組み、どこの地域に住んでいても、こ

どもたちが、夢や希望をもって明るい未来を歩むことができる宮崎県を創ることを期待して当委員会の報告といたします。

IV 委員会設置等資料

(資料Ⅳ-1)

特別委員会の設置

(令和4年4月18日議決)

- 1 名 称 こどもの未来応援対策特別委員会
- 2 目 的 こども家庭庁の創設に向けた本県のこども政策のさらなる充実に関する所要の調査活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 11名
- 4 期 限 令和5年3月31日までとする。
- 5 活 動 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、必要と認めた場合には議会閉会中も随時開催することができる。

(資料Ⅳ-2)

委 員 名 簿

(令和4年4月18日選任)

委 員 長 田 口 雄 二

副 委 員 長 川 添 博

委 員 坂 口 博 美

委 員 徳 重 忠 夫

委 員 横 田 照 夫

委 員 窪 藺 辰 也

委 員 佐 藤 雅 洋

委 員 山 内 佳 菜 子

委 員 坂 本 康 郎

委 員 前 屋 敷 恵 美

委 員 井 上 紀 代 子

委員会活動経過の概要

令和4年4月18日

○ 臨時会

- 1 こどもの未来応援対策特別委員会の設置
- 2 委員の選任及び正・副委員長の互選

委員長	田口雄二
副委員長	川添博
委員	坂口博美
委員	徳重忠夫
委員	横田照夫
委員	窪菌辰也
委員	佐藤雅洋
委員	山内佳菜子
委員	坂本康郎
委員	前屋敷恵美
委員	井上紀代子

令和4年5月16日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、活動方針・計画等について協議した。

- 1 福祉保健部
 - (1) 本県のこども政策について

令和4年6月24日

○ 委員会（6月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県内調査の調査先等について協議した。

- 1 福祉保健部
 - (1) 本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組について
 - (2) 社会的養護経験者の自立支援について
 - (3) その他子どもを守り、育てるための取組について

令和4年7月20日

○ 現地調査

- 1 宮崎県中央児童相談所
児童虐待の相談支援の状況等について調査を行った。

令和4年7月26日～27日

○ 県内調査

- 1 一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会 ※オンライン調査
ヤングケアラーの相談支援の取組等について調査を行った。
- 2 NPO 法人Swing-By (宮崎市)
社会的養護の子どもの自立支援、学習支援の取組等について調査を行った。
- 3 都城市教育委員会 (都城市)
デジタル技術を活用した不登校児の支援の取組について調査を行った。
- 4 三股町社会福祉協議会 (三股町)
地域のこども・子育て支援の取組について調査を行った。

令和4年8月9日～10日

○ 県内調査

- 1 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 (五ヶ瀬町)
県立学校のICT教育について調査を行った。
- 2 西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター (高千穂町)
西臼杵3町の相談支援センター共同設置の取組について調査を行った。
- 3 兵庫県豊岡市役所 ※オンライン調査
豊岡市のジェンダーギャップ解消の取組について調査を行った。

令和4年9月20日

○ 委員会 (9月定例会)

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外調査の調査先等について協議した。

- 1 教育委員会、総合政策部、福祉保健部
 - (1) いじめ対策について
 - (2) こどもの学習環境 (こどもの学びの場の確保) について

令和4年10月12日～14日

○ 県外調査

- 1 社会福祉法人佛子園 B's 行善寺（石川県白山市）
こども・高齢・障がい等の制度の枠を超えて全ての人が生き生きと暮らせるまちづくりについて調査を行った。
- 2 富山県庁
小児医療政策及びこどもの意見を政策に反映する取組について調査を行った。
- 3 京都府庁
京都ジョブパーク（総合就業拠点）の女性の就労支援及びヤングケアラー総合支援センターの取組について調査を行った。
- 4 キッザニア甲子園（兵庫県西宮市）
キャリア教育の実践及びこども議会の取組について調査を行った。

令和4年11月2日

○ 現地調査

- 1 みやざき女性・高齢者就業支援センター
本県の就業・雇用における男女別の状況等について調査を行った。

令和4年12月5日

○ 現地調査

- 1 宮崎県男女共同参画センター
本県の男女共同参画の現状について調査を行った。
- 委員会（11月定例会）
提言内容及び次回の調査内容について協議した。

令和5年1月20日

○ 調査（第5委員会室）

- 1 人吉農芸学院院長 小柴 直樹 氏
少年院の取組等について調査を行った。
- 委員会（閉会中）
委員会報告書骨子（案）について協議した。

令和5年3月10日

○ 委員会（2月定例会）

委員長報告（案）について協議した。

令和5年3月14日

○ 本会議（2月定例会）

委員会の調査結果について委員長が報告した。

